伐採届出書に附する隣接所有者との境界確認書

令和　　年　　月　　日

五ヶ瀬町長 殿

 住所

 届出者 氏名 ㊞

 TEL

伐採届出書に記載の森林の伐採について、隣接する下記の森林所有者と境界確認を行いましたので報告いたします。ただし、この伐採届出書の一連の手続きに伴う境界の係争及び疑義が生じた場合には、伐採届出者の責任において対応いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 隣接する所在地番 | 隣接森林所有者 | 境界確認方法 |
| 大字 | 字地番 | 住所 | 氏名 |
|  |  |  | ㊞ |  |
|  |  |
|  |  |  | ㊞ |  |
|  |  |
|  |  |  | ㊞ |  |
|  |  |
|  |  |  | ㊞ |  |
|  |  |
|  |  |  | ㊞ |  |
|  |  |

〔特記事項〕

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**※裏面注意事項**

【記入上の注意】

〇 土地所有者が自署する場合には押印不要とする。

〇 共有林の場合、共有者すべての承諾を得たうえで、代表者が署名押印すること。

その際、証拠書類等の提出は不要とするが、一連の手続きに伴う係争および疑義が生じた場合には、代表者及び届出者が責任をもって対応すること。

〇 以下に関する場合は、確認書の提出は不要とする。ただし、届出者が過去に伐採に係る処罰を受けていた場合（他の市町村で行政処分等を受けていた場合も含む）は、添付の省略は認めない。

・ 隣接森林から距離を置いての伐採を誓約する場合。 　（内容を特記事項欄へ記載）

・ 隣接地と伐採地の所有者が同一者の場合。

・ 路線・林相・土地の形状等により境界が明確な場合。ただし、添付された区域図等から

伐採の区域との境界を客観的に判断できない場合は、現地写真等の添付を求める場合がある。

・ 境界復元を行った場合。ただし、復元を行った測量会社等からの証明となる書類等を提

出すること。